

令和8年（2026年）4月3日

公益社団法人熊本県薬剤師会長 様

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課長

向精神薬の過量服薬が疑われる事例に関する注意喚起について（依頼）

平素から本県の薬事行政に御理解と御協力を賜り、誠に感謝申し上げます。

今般、県内において、複数の医療機関を受診し、向精神薬を多量に入手している事例が報告されています。

向精神薬の入手については、薬物依存以外にも、過量服用による自殺、不正譲渡の企図等、不適正使用を目的とする事例が報告されているところです。

つきましては、向精神薬の過量服薬による健康被害及び薬物不正譲渡等の犯罪の未然防止のため、向精神薬の調剤に関しては、下記事項に御留意の上、貴会会員に対し、注意喚起いただくとともに、引き続き、向精神薬の適正使用に御協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 向精神薬を長期に処方されている患者については、症状などについて声かけをすることや、必要に応じて処方医へ疑義照会を行うなど、医療従事者間の連携を深め、患者が適切な精神科医療を受けられるよう努めること。

（参考）平成22年9月9日「自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム」報告（厚生労働省）

http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jisatsu/dl/torimatome_5.pdf

- 2 調剤にあたり、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならないところであるが、患者からの聴取及び保有している薬剤服用歴の記録による確認に加えて、経時的に薬剤服用歴が管理できる手帳やマイナンバーカード等を活用するよう努めること。その上で重複受診の有無や、残余薬等の服用方法を確認して、向精神薬の過量服薬が疑われる場合については、処方医に疑義照会を行うなど患者の健康被害の未然防止に努めること。

（参考①）平成20年3月19日保医発第0319001号「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」

（参考②）薬剤師法第24条

薬剤師は、処方せんに疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯

科医師又は獣医師に問い合わせ、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならない。

【問合せ先】

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課

監視麻薬班 担当 澤田、八尋

TEL 096-333-2242